

受付番号※	
受付年月日※	西暦 年 月 日
認定資格更新年月日※	西暦 年 月 日

※事務局記載欄

日本人類遺伝学会・日本遺伝カウンセリング学会

認定遺伝カウンセラー 研修記録簿

資格更新申請用

氏 名	
認定遺伝カウンセラー番号	第 号
現在の認定期間	西暦 年 月 日 ~ 西暦 年 月 日

目 次

1. 認定遺伝カウンセラー資格更新申請書 【様式 gc4-1】 p2
2. 更新料・日本認定遺伝カウンセラー協会年会費の払込受領証のコピー添付
【様式 gc4-2】 p3
3. 研修記録集計表 【様式 gc4-3】 p4
4. 研修集会出席記録（委員会が認定したもの）【様式 gc4-3-1】 p5～p6
5. 研修集会出席記録（委員会が認定していないが、根拠となる資料を添付し申請したもの）
【様式 gc4-3-2】 p7～p8
6. 業績発表記録（演題発表）【様式 gc4-3-3】 p9～p10
7. 業績発表記録（遺伝医学に特化していない学会等での演題発表）【様式 gc4-3-4】
. p11～p12
8. 業績発表記録（講演等）【様式 gc4-3-5】 p13～p14
9. 業績発表記録（原著論文・著書等）【様式 gc4-3-6】 p15～p16
10. 遺伝医療の実践（遺伝カウンセリングの実践：症例の要約）
【様式 gc4-3-7】 p17～p18
11. 認定遺伝カウンセラー資格更新申請書提出遅滞理由書【様式 gc4-4】 p19
12. 認定遺伝カウンセラー資格更新の手引き p20～p22
13. （別表 1）認定遺伝カウンセラー資格更新のための研修と単位数一覧 p23～p25
14. 資料：認定遺伝カウンセラー制度規則細則 p26～p28
15. 勤務先・住所・改姓等変更届 【様式 gc5-a】 p 29
16. 認定遺伝カウンセラー資格更新延長願 【様式 gc5-b】 p 30

【様式 gc4-1】

認定遺伝カウンセラー 資格更新申請書

西暦 年 月 日

認定遺伝カウンセラー制度委員会 委員長 殿

私は認定遺伝カウンセラー資格の更新を受けたく、ここに申請いたします。

認定遺伝カウンセラー番号	第 号	認定期限	西暦 年 月 日まで
所属学会 (該当箇所にレ印)	<input type="checkbox"/> 日本人類遺伝学会 (会員期間： 年度～ 年度) <input type="checkbox"/> 日本遺伝カウンセリング学会 (会員期間： 年度～ 年度)		
認定遺伝カウンセラー協会	会員期間： 西暦 年度 ～ 西暦 年度		
申請者氏名	姓 (旧姓)	名	印 (捺印必須)
	ふりがな		
	漢 字	(旧姓)	
生年月日	西暦 年 月 日 (満 歳)	性別	男 ・ 女
連絡先 E-mail 及び携帯番号	E-mail : 携帯番号 :		
事務局からの 郵送物送付先	<input type="checkbox"/> 勤務先を希望する <input type="checkbox"/> 自宅を希望する (該当箇所にレ印)		
勤務施設 (非常勤施設名)	施設名/所属名/役職		
勤務施設住所 (非常勤施設名)	〒 TEL: FAX:		
その他、勤務施設(非常勤施設)が複数ある場合は箇条書きにすること			
自宅住所 (必須)	〒 TEL: FAX: E-mail :		

【様式 gc4-2】

更新料払込受領証・日本認定遺伝カウンセラー協会年会費払込領収書添付欄

- 1) 認定遺伝カウンセラー資格 更新料：30,000 円
振込先：郵便振替 口座番号 00140-1-266585
口座名義：認定遺伝カウンセラー制度委員会

更新料払込証明書 貼付欄

更新料（30,000 円）の郵便振替
払込金受領証のコピーをこの欄
に貼付してください。

- 2) 認定遺伝カウンセラー協会の年会費：8,000 円×5 年分
西暦 年度 ～ 西暦 年度

認定遺伝カウンセラー協会年会費払込証明書 貼付欄

年会費払込受領証（8,000 円×5 年分）のコピーをこの欄に貼付してください。
受領証を紛失した場合は、認定遺伝カウンセラー協会より支払証明書を発行して
いただいでください。

認定遺伝カウンセラー協会事務局連絡先

E-mail：jacgc@pac.ne.jp

【様式 gc4-3】

研修記録集計表

研修の種類		必要貼付書類	回	合計単位数
A. 研修集会出席 (学術集会、研究会、セミナー等)	委員会が認定したもの 【様式 gc4-3-1】	参加証(コピー可)	回	単位
	委員会が認定していないその他の臨床遺伝・遺伝カウンセリング関連学会・研究会・セミナー等 【様式 gc4-3-2】	・参加証(コピー可) ・学会プログラム ・演題抄録(発表の場合)	回	単位
B. 業績発表	演題発表 【様式 gc4-3-3】		回	単位
	遺伝医学に特化していない学会での遺伝医学・遺伝カウンセリングに関連する演題発表 【様式 gc4-3-4】	・参加証(コピー可) ・学会プログラム ・演題抄録	回	単位
	講師、特別講演等 【様式 gc4-3-5】		回	単位
	原著論文・著書 【様式 gc4-3-6】		編	単位
C. 遺伝医療の実践	遺伝カウンセリングの実践：遺伝カウンセリング記録 【様式 gc4-3-7】		例	単位
総 計				単位

各項目における単位数や委員会が認定した研修集会は、随時更新される予定です。最新情報については、認定遺伝カウンセラー制度委員会のホームページ(<http://plaza.umin.ac.jp/~GC/index.html>)を参照のこと。

【様式 gc4-3-1】 研修集会出席記録：委員会が認定したもの

(別表1のA欄に具体的に名称が記載されている学会、研究会、セミナー、講演会等)

研修集会名（開催地・開催年月日を記載）※記載順に番号を付けること 参加証等の証明書要貼付（コピー/縮小可）	備 考	単位
	小 計	

研修集会名（開催地・開催年月日を記載） ※記載順に番号を付けること 参加証等の証明書要貼付（コピー/縮小可）	備 考	単 位
	小 計	
	合 計	

【様式 gc4-3-2】 研修集会出席記録：委員会が認定していないもの

(別表1のA欄に具体的に名称が記載されていない学会、研究会、セミナー、講演会であるが、根拠となる資料を添付したもの)

研修集会名（開催地・開催年月日を記載） ※記載順に番号を付けること 次の①～③を添付し(コピー可)、委員会審査にて適切と認められた場 合に単位を認定。①参加証、②学会等プログラム、③演題抄録(発表の場 合)	備 考	単 位
	小 計	

研修集会名（開催地・開催年月日を記載） ※記載順に番号を付けること 次の①～③を添付し（コピー可）、委員会審査にて適切と認められた場 合に単位を認定。①参加証、②学会等プログラム、③演題抄録（発表の場 合）	備 考	単 位
	小 計	
	合 計	

【様式 gc4-3-3】業績発表記録：委員会が認定した学会等での演題発表

委員会が認定した学会(A欄に名称記載の学会)における臨床遺伝・遺伝カウンセリングに関する演題発表

発表者名(申請者に下線)・演題名・研修集会名・開催地・開催年月日を記載 ※記載順に番号を付けること	単位
小 計	

発表者名(申請者に下線)・演題名・研修集会名・開催地・開催年月日を記載 ※記載順に番号を付けること	単位
小 計	
合 計	

【様式 gc4-3-4】業績発表記録：遺伝医学に特化していない学会等での演題発表

遺伝医学に特化していない学会等での遺伝医学・遺伝カウンセリングに関連する演題発表（別表 1 の B 業績発表欄参照）

<p>発表者名（申請者に下線）・演題名・研修集会名・開催地・開催年月日を記載。 ※記載順に番号を付けること 次の①～③を添付し（コピー可）、委員会審査にて適切と認められた場合に単位を認定。①参加証、②学会等プログラム、③演題抄録</p>	<p>単位</p>
<p>小 計</p>	

<p>発表者名(申請者に下線)・演題名・研修集会名・開催地・開催年月日を記載。</p> <p>※記載順に番号を付けること</p> <p>次の①～③を添付し(コピー可)、委員会審査にて適切と認められた場合に単位を認定。①参加証、②学会等プログラム、③演題抄録</p>	<p>単位</p>
	<p>小 計</p>
	<p>合 計</p>

【様式 gc4-3-5】業績発表記録：講師・特別講演等

臨床遺伝・遺伝カウンセリング関連学会での特別講演、教育講演、セミナー、シンポジウム、研修会等の講師・特別講演等

発表者名(申請者に下線)・講演名・研修集会名・開催地・開催年月日を記載 ※記載順に番号を付けること	単位
小 計	

発表者名(申請者に下線)・講演名・研修集会名・開催地・開催年月日を記載 ※記載順に番号を付けること	単位
小 計	
合 計	

【様式 gc4-3-6】業績発表記録：原著論文・著書

①筆頭者：臨床遺伝・遺伝カウンセリング関連専門誌への論文掲載、②共著者：臨床遺伝・遺伝カウンセリング関連専門誌への論文掲載（①及び②とも遺伝医学に特化した雑誌ではなくても、執筆内容が遺伝医学、遺伝カウンセリングに関連したものであれば認める）

著者名（申請者に下線）、論文名、雑誌・図書名、巻・頁、発表年を記載 原著（筆頭者、共著者）、著書の順に記載し、記載順に番号を付けること	単位
小 計	

著者名（申請者に下線）、論文名、雑誌・図書名、巻・頁、発表年を記載 原著（筆頭者、共著者）、著書の順に記載し、記載順に番号を付けること	単位
小 計	
合 計	

遺伝カウンセリングの内容

下記の項目に従って記述すること：

- (1) 来談目的、(2) 遺伝カウンセリングに至るまでの概略、(3) クライエントの情報、(4) 提供した情報(医師と認定遺伝カウンセラーの分担を明記)、(5) 認定遺伝カウンセラーとしてのアセスメント、(6) クライエントの様子、(7) 今後の課題、(8) その他

【様式 gc4-4】

認定遺伝カウンセラー資格更新申請書提出遅滞理由書

認定遺伝カウンセラー制度委員会 御中

私は、以下の理由により、認定遺伝カウンセラーの更新申請書を期日までに提出しませんでした。更新申請書を提出するまでの期間中も認定遺伝カウンセラー資格の更新を得るための研修を行っておりましたので、更新申請書の書類を受理していただきますようお願いいたします。

※該当する□にレ印を記入してください。

- 更新申請書を提出することが必要であるとは認識していなかったため
- その他の理由のため
具体的に：

認定遺伝カウンセラー登録番号： 第 号

認定期間 ： 西暦 年 月 日 ～ 西暦 年 月 日

(ふりがな)

氏 名：

上記事項について相違ありません。

西暦 年 月 日

認定遺伝カウンセラー 自署 _____ ⑩

認定遺伝カウンセラー資格更新の手引

1. 認定遺伝カウンセラー資格の更新

認定遺伝カウンセラー資格の**更新は5年毎**に行います。以下の要件を満たした場合に、更新することができます。その要件は下記のとおりです。

- 1) 前認定期間において、継続して日本人類遺伝学会あるいは日本遺伝カウンセリング学会の会員であること
- 2) 前認定期間において、継続して日本認定遺伝カウンセラー協会の会員であること
- 3) 前認定期間内に別表1に記載する単位のうち50単位以上を取得すること

2. 資格更新のための提出書類

認定遺伝カウンセラー資格更新には研修記録簿の提出が必要です。研修記録簿一式は、認定遺伝カウンセラー制度委員会のホームページ(<http://plaza.umin.ac.jp/~GC/index.html>)よりダウンロードできます。ダウンロードした書類の記載事項に従い研修記録簿を作成し、原本を提出してください。提出された原本は返却しませんので、提出前にご自身でコピーの保管をお願いします。記録簿作成にあたっては、必要に応じて該当ページを追加して利用してください。

3. 資格更新のための単位

別表1にまとめてあります。この単位については、随時見直しを行う予定です。最新の情報については認定遺伝カウンセラー制度委員会のホームページをご確認ください。

4. 資格更新の受付期間

受付は、毎年11月1日から翌年の1月31日までです。その他の期間は受付できません。研修記録簿の**提出先は認定遺伝カウンセラー制度委員会事務局**です。日本人類遺伝学会や日本遺伝カウンセリング学会の各学会事務局へは提出しないようご注意ください。

5. 資格更新審査

資格更新申請後、認定遺伝カウンセラー制度委員会にて審査され、資格更新が認められた際には、次の認定期間を記した新たな認定証を送ります。

6. 資格更新の申請遅滞理由書

認定期限までに更新申請されなかった場合、認定期限後2年までは更新申請が可能です。その場合は、「更新申請提出遅滞理由書」【様式 gc4-4】を添付したうえで更新申請が可能です。認定遺伝カウンセラー制度委員会がその遅滞理由を認めた場合に更新を認めます。

7. 資格更新手数料

認定更新のための手数料は30,000円です。申請の際に郵便振替にて払込を行い、その受領証のコピーを指定の場所に添付してください【様式 gc4-2】。

振込先： 郵便振替 口座番号 00140-1-266585

口座名義： 認定遺伝カウンセラー制度委員会

8. 資格更新の延長について

海外留学、病気療養、その他の特殊な事情のため認定期間内に、認定遺伝カウンセラー資格更新の

ための活動ができない場合は、「認定遺伝カウンセラー資格更新延長願」【様式 gc5-b】にて更新の延長を認定遺伝カウンセラー制度委員会に申請することができます。申請については、認定遺伝カウンセラー制度委員会にて審議し、その理由が許容できる場合に更新の延長が認められます。更新ができなかった場合には、更新されるまで、認定遺伝カウンセラー資格は停止されます。

9. 認定遺伝カウンセラー資格の喪失について

以下の場合、認定遺伝カウンセラー資格を喪失することになります。

- 1) 日本人類遺伝学会と日本遺伝カウンセリング学会を退会した場合（制度規則第12条(3)による）
日本人類遺伝学会、日本遺伝カウンセリング学会いずれの会員でもなくなった際には、資格を喪失します。退会の書類が受理された日付で同時に認定遺伝カウンセラー資格も失われます。会費未納による自動退会の場合も同様に資格を喪失することになりますので充分にご注意ください。再入会后、再登録の手続きをとることによって資格を回復することができますが、退会から再入会されるまでの期間に相当する研修単位は、更新申請に使用できません。
- 2) 認定期間終了後も上記に定めた更新手続きが行われなかった場合

研修記録簿記入の注意事項

1. 全ての様式は「認定遺伝カウンセラー制度委員会ホームページ」よりダウンロードしてください (<http://plaza.umin.ac.jp/~GC/index.html>)。研修記録簿はワープロで記入、必要な書類のコピー等を貼付け、冊子体に体裁を整えて提出してください（**両面印刷が望ましい**）。
2. 提出の際は「研修記録集計表」【様式 gc4-3】に各単位数の合計及び総計を算出のうえ記入してください。
3. 学術集会・研究会・セミナー等への参加を証明する参加証・シール・スタンプ等(コピー可)の貼付が必要です【様式 gc4-3-1】。
4. 別表1のA欄に記載のない、委員会が認定していないその他の臨床遺伝・遺伝カウンセリング関連学会・研究会・セミナー、講演会等への参加に関しては、次の①～③を添付し(コピー可)、委員会審査にて適切と認められた場合に単位を認定します。①参加証、②学会等プログラム、③演題抄録(発表の場合)【様式 gc4-3-2】
5. 遺伝医学に特化していない学会での遺伝医学・遺伝カウンセリングに関連する演題発表の場合は、次の①～③を添付し(コピー可)、委員会審査にて適切と認められた場合に単位を認定します。①参加証、②学会等プログラム、③演題抄録【様式 gc4-3-4】
6. 原著論文・著書は発表雑誌・出版社等を記載し、筆頭者、共著者等の区別をして記載してください。共著の場合、その他の共著者名も記載してください。【様式 gc4-3-6】

更新申請にあたっての研修記録簿送付先

研修記録簿は「資格更新申請、研修記録簿在中」と朱記のうえ、簡易書留または宅急便にて事務局宛にお送りください。更新申請の受付は毎年11月1日から翌年1月31日まで（消印有効）です。その他の期間に提出されても受付できません。提出先は認定遺伝カウンセラー制度委員会事務局です。

〈研修記録簿の提出先〉

〒100-0003
東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル
株式会社 毎日学術フォーラム 内
認定遺伝カウンセラー制度委員会事務局 行

(別表1) 認定遺伝カウンセラー資格更新のための研修と単位数一覧

		単位数	備 考
A. 研修集会出席 (学術集会、研究会、セミナー等)	日本人類遺伝学会 日本遺伝カウンセリング学会	10	各学術集会毎に付与
	日本人類遺伝学会における Education Program	2	指定セッション毎に付与
	日本医学会総会	8	各大会毎に付与
	日本先天代謝異常学会 日本小児遺伝学会 日本遺伝子診療学会 日本先天異常学会 日本家族性腫瘍学会 日本産科婦人科遺伝診療学会	8	各学術集会毎に付与
	染色体研究会 出生前診断研究会 (各地) 臨床細胞分子遺伝研究会 国立精神・神経医療研究センター 遺伝カウンセリングセミナー 日本ダウン症療育研究会 聖路加国際病院 遺伝診療部主催講演会 遺伝性神経難病ケア研究会 東北遺伝医学セミナー 中国四国出生前医学研究会 日本染色体遺伝子検査学会 臨床遺伝情報検索講習会 認定遺伝カウンセラーセミナーアドバンスト研修会 YOKOHAMA 遺伝カンファランス (旧 神奈川遺伝カウンセリング研究会) 東北家族性腫瘍研究会 広島臨床遺伝セミナー 委員会が認定したその他の臨床遺伝・遺伝カウンセリング関連学会・研究会・セミナー等	5	各研究会・セミナー・講演会毎に付与
	National Society of Genetic Counselors International Congress of Human Genetics American Society of Human Genetics American College of Medical Genetics European Society of Human Genetics	8	各学術集会毎に付与

	East Asian Union of Human Genetic Societies (EAUHGS) 精神科遺伝学世界会議(WCPG)	5	各学術集会毎に付与)
	遺伝医学セミナー	10	日本人類遺伝学会主催
	遺伝医学セミナー入門コース	5	日本人類遺伝学会主催
	遺伝カウンセリング研修会	12	日本遺伝カウンセリング学会主催
	遺伝カウンセリングアドバンスセミナー	8	日本遺伝カウンセリング学会主催
	遺伝カウンセリングリフレッシュセミナー	8	日本家族計画協会主催
	家族性腫瘍セミナー	10	日本家族性腫瘍学会主催
	臨床細胞遺伝学セミナー 日本先天代謝異常学会セミナー	8	各セミナー毎に付与
	遺伝子診断・検査技術推進フォーラム 公開シンポジウム	8	日本遺伝子診療学会主催
	委員会が認定していないその他の臨床遺伝・ 遺伝カウンセリング関連学会・研究会・セミ ナー、講演会等	5	以下を添付し(コピー可)、委員 会審査にて適切と認められた 場合に単位を認定 ・参加証 ・学会等プログラム
B. 業績発表	委員会が認定した学会(A欄に名称の記載の ある学会)における臨床遺伝・遺伝カウンセ リングに関する演題発表	5	各演題毎に付与
	遺伝医学に特化していない学会での遺伝医 学・遺伝カウンセリングに関連する演題発表	5	以下を添付し(コピー可)、委員 会審査にて適切と認められた 場合に単位を認定 ・参加証 ・学会プログラム ・演題抄録 学会例：日本小児科学会、日本 産科婦人科学会、日本新生児未 熟児学会、日本神経学会、日本 看護学会、日本心理学会、日本 生命倫理学会等で遺伝医学に 関する演題を発表した場合等

	臨床遺伝・遺伝カウンセリング関連学会での特別講演、教育講演、セミナー、シンポジウム、研修会等の講師・特別講演等	8	各学会毎に付与
	筆頭者：臨床遺伝・遺伝カウンセリング関連専門誌への論文掲載	10	遺伝医学に特化した雑誌でなくても、執筆内容が遺伝医学、遺伝カウンセリングに関連したものであれば認める。
	共著者：臨床遺伝・遺伝カウンセリング関連専門誌への論文掲載	3	遺伝医学に特化した雑誌でなくても、執筆内容が遺伝医学、遺伝カウンセリングに関連したものであれば認める。
C. 遺伝医療の 実践	遺伝カウンセリングの実践	2	症例の要約。1症例につき2単位とする。

*これらの単位については、随時見直しを行う予定です。最新の情報については認定遺伝カウンセラー制度委員会のホームページを確認ください。

資料

認定遺伝カウンセラー制度規則細則

(目的)

第1条 この細則は、認定遺伝カウンセラー制度規則（以下「規則」という。）の施行について必要な事項を定める。

(認定試験資格)

第2条 規則第7条にもとづいて、ひとたび、認定遺伝カウンセラー認定試験の受験資格を得た場合には、第7条の（2）を満たす限り受験資格を有する。

(認定試験受験手続き)

第3条 規則第8条に定めた認定遺伝カウンセラー認定試験の受験手続きに関する書類、および振り込まれた受験手数料は、いかなる場合も返却はおこなわない。

第4条 規則第8条に定めた認定遺伝カウンセラー認定試験の受験手続きに関する書類、および受験手数料は、再受験の際においても、再度提出、払い込まなければならない。

(認定試験の再受験)

第5条 認定遺伝カウンセラー認定試験において、筆記試験、あるいは面接試験のいずれかが不合格となり再試験を受ける場合、初回の受験より連続した3回の認定試験までは、不合格であった試験のどちらかのみを受験することができる。しかし、それ以降の再受験の場合は、筆記試験と面接試験両者の受験が求められる。

(認定資格の更新)

第6条 認定遺伝カウンセラーの認定更新は、5年毎に行い、その要件は下記のとおりとする。

(1) 前認定期間において、継続して日本人類遺伝学会あるいは日本遺伝カウンセリング学会の会員であること

(2) 更新時に継続して日本認定遺伝カウンセラー協会の会員であること

(3) 前認定期間内に別表1に記載する単位を50単位以上取得すること

(4) 50単位のうち10単位は、日本人類遺伝学会、あるいは日本遺伝カウンセリング学会のいずれかの学術集会を含むこと(A. 研修集会出席)

(本項(4)は、平成24年度認定遺伝カウンセラー資格取得者より適応する)

ただし、平成20年度以前の資格取得者についての初回更新時の必要単位数は下記の通りとする

平成20年度資格取得者：45単位以上

平成19年度資格取得者：40単位以上

平成18年度資格取得者：35単位以上

平成17年度資格取得者：30単位以上

また、平成 20 年度以前の資格取得者について初回更新時に上記の単位を満たさない場合は、下記の単位数を次回更新時の必要単位数として上乗せすることにより、更新を認める。

平成 20 年度資格取得者： 5 単位以内

平成 19 年度資格取得者： 10 単位以内

平成 18 年度資格取得者： 15 単位以内

平成 17 年度資格取得者： 20 単位以内

(認定遺伝カウンセラー資格の更新の受付期間)

第 7 条 更新申請の受付は、認定最終年度の 1 月 1 日から、翌年の 1 月 31 日までとする。

(認定資格の更新料)

第 8 条 認定資格の更新には更新料 30,000 円を納める

(認定資格更新申請の提出先)

第 9 条 認定遺伝カウンセラー制度委員会事務局とする

(更新申請の遅滞について)

第 10 条 更新申請が遅れた場合であっても「更新申請提出遅滞理由書」を添付したうえで更新申請を提出し、制度委員会がその遅滞理由を許容した場合には、更新を認めることがある。但し、更新申請提出の遅滞は認定期間終了後 2 年までとし、次の認定期間は、通常通り、5 年間とする。

(認定遺伝カウンセラー資格更新の延長について)

第 11 条 海外留学、病気療養、その他の特殊な事情のために認定期間内に、認定遺伝カウンセラー 資格更新のための活動をすることができない場合は、「認定遺伝カウンセラー資格更新の延長願い」にて更新の延長を申請することができる。申請については認定遺伝カウンセラー制度委員会にて審議し、その理由が許容できる場合には承認する。資格更新がなされない場合は、認定遺伝カウンセラー認定資格は停止される。認定遺伝カウンセラー資格更新の延長が、認められた者が、更新を行う際には、事前に認定遺伝カウンセラー制度委員会に申し出をし、以下のいずれかによって、更新がなされた場合には、認定資格の停止が解除される。

(1) 認定遺伝カウンセラー認定試験を受験し合格する

(2) 別途認定遺伝カウンセラー制度委員会にて決められた当該必要単位数を取得する

(認定遺伝カウンセラー資格の喪失について)

第 12 条 以下の場合には、認定遺伝カウンセラー資格を喪失する。その後に認定遺伝カウンセラー資格を得たい場合には、再度、認定遺伝カウンセラー認定試験を受験し合格することによって資格を得ることができる。

(1) 日本人類遺伝学会と日本遺伝カウンセリング学会退会による資格喪失(制度規則第 12 条

(3))

(2) 認定期間終了後も上記の更新手続きが行われなかった場合

第13条 本申し合わせは認定遺伝カウンセラー制度委員会の議を経て改正することができる。

附則

本申し合わせは2014年（平成26年）7月1日より施行する。

本申し合わせは2020年（令和2年）4月1日一部改定施行する。（第7条）

【様式 gc5-a】

勤務先・住所・改姓等 変更届

西暦 年 月 日

認定遺伝カウンセラー制度委員会 殿

私は以下の項目について変更届を提出しますので、手続き方よろしくお願ひします。

- 勤務先
- 自宅住所
- 氏名
- その他

※ 該当する口にレ印を付け、下記に記入して下さい。

申請者氏名： _____ (旧姓 _____)
認定遺伝カウンセラー番号： _____
事務局からの連絡の宛先は <input type="checkbox"/> 勤務先を希望する <input type="checkbox"/> 自宅を希望する (どちらかにレ印を付けて下さい)
E-mail (必須)： _____

1. 新勤務先

住 所： 〒 _____

勤務先名及び所属： _____

職 名： _____

電話番号： (_____) - _____ 、 F A X 番号： (_____) - _____

2. 新自宅住所

住 所： 〒 _____

電話番号： (_____) - _____ 、 F A X 番号： (_____) - _____

3. 氏名

新 姓： _____ 旧 姓： _____

(認定証の再発行には別途手数料がかかります。様式 gc5-c 認定証再発行願届参照。)

4. その他

<変更届送付先>

上記必要事項を記載し、郵便、F A X、メールへの添付のいずれかの方法で認定遺伝カウンセラー制度委員会事務局宛にお送り下さい。

〒100-0003

東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル

株式会社 毎日学術フォーラム 内

認定遺伝カウンセラー制度委員会事務局

Tel. 03-6267-4550 Fax. 03-6267-4555 E-mail: jbgc-info@umin.net

【様式 gc5- b】

認定遺伝カウンセラー資格更新延長願

西暦 年 月 日

認定遺伝カウンセラー制度委員会 殿

私は、以下の理由により、認定遺伝カウンセラー認定期間（西暦 年 月 日 ～ 西暦 年 月 日）に資格更新のための活動をする事ができませんでした。
ここに認定期間の延長を申請いたします。

海外留学のため

留学先施設、指導者：

留学期間：

留学先での研修内容：

病気療養のため

具体的に：

その他の特殊な事情のため

具体的に：

（理由については、申請の審査のための資料になりますので、なるべく具体的に記述してください）
上記、相違ありません。

西暦 年 月 日

申請者署名

印

認定遺伝カウンセラー登録番号

<延長願送付先>

上記必要事項を記載し、郵便、FAX、メールへの添付のいずれかの方法で認定遺伝カウンセラー制度委員会事務局宛にお送り下さい。

〒100-0003

東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル

株式会社 毎日学術フォーラム 内

認定遺伝カウンセラー制度委員会事務局

Tel. 03-6267-4550 Fax. 03-6267-4555 E-mail: jbgc-info@umin.net